

第9回浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会 会議録概要

日時 令和2年6月22日（月）18：30～19：55

場所 浜田役所第2東分庁舎 2階 南会議室

【出席】条例検討委員会委員 19名

執行部職員 13名

(1) 答申（案）について

第8回検討委員会と会議以降6月15日までに委員からいただいた意見を盛り込んだ答申（案）について承認いただいた。

【長畑会長】本日の検討委員会において、答申（案）を決定したいと思うので、よろしく願いしたい。特に確認、検討いただきたいことは、事務局から説明のあった推進体制の問題。これについてご意見いただきたい。ご意見いただく場合は、答申（案）として決定できるような、結論が出るようなご意見をいただければと思っている。

前回から出ている推進体制のところについて、ご意見はあるか。

【木村委員】先般の会議の中で、一番大きな課題として残ったのは、どこの組織をもって検討するかというところで、新しい組織を置くのか、それとも現在ある総合振興計画審議会そこで一緒にしてはどうかという話であった。私が思うのに、総合振興計画は行政全般にわたるものである。今回条例を作り、条例に基づいてどこまで踏み込んで総合振興計画審議会で協議できるのだろうか。その量から、私は無理だと感じる。公民館の問題や条例の一つ一つについて、どこまでまちづくりが進んでいるのか、ということ具体的に検証できるのだろうか。今お話いただいたように、できればまとめて審議してほしいという口ぶりであり、私もわざわざ新しい組織を作らなくても賄えるのであればそれでも良いと思うが、メンバーが重なるところもあるが、条例の一番大切な部分、例えば公民館のコミセンの問題やまちづくりそのものに取り組んでいる委員会、それまでの経緯が分かるようなメンバーは今のところ総合振興計画審議会に入っていない。そういったことをじっくり細部にわたって審査し、更に検証に基づき次に活かしていくということが、果たしてできるのかという懸念が、説明を聞いても残っている。

私が提案したのは、せっきくこのメンバーで条例作成に当たったわけであり、そのメンバーを持って検証組織に代わることはできないか提案したい。

【齋藤委員】前回、挙手をしたときに、勘違いをしており、メールで訂正の意見を送った。先ほど木村さんが言われたように、せっきく協働のまちづくりが進捗させることになり、総合振興計画でもまだまだカバー率が60%でまちづくりが出来ていないところを検証せず、更に条例の進捗状況を一緒に検証する組織にしなければならない。この検討委員会で検証するのが良いと思う。

【三浦委員】この条例を見る限りでは、新しい検証組織を作るという形で押さえて

あると思う。先ほど事務局が説明で、総合振興計画審議会と検討委員会という話をされ、理解できなかった。まちづくり条例には、「検証組織を置く」ということが書いてある。逐条解説にも置きますと書いてあるが、どうなのか。

【事務局】「組織を置く」という形にさせていただいている。こちらから提案させていただいた総合振興計画審議会に、条例の今後の推進体制や進捗管理を行っていくことについては、現在の総合振興計画審議会設置条例にまちづくりの条例を審議する事項を付け加える必要がある。そういった意味で、今回組織を置くとさせていただいて、総合振興計画審議会の条例を変更していくことで、組織が置かれるという意味としている。ご意見で別の組織を立ち上げなくてはならないという結論に至れば、当然、「組織を立ち上げていく」と表示する必要があるが、あくまで今は、「組織を置く」とさせていただいている。

【長畑会長】 総合振興計画審議会の中に、条例検討委員会のような部会が出来るということか。

【事務局】 部会ではなく、まちづくりについて進捗管理をしていく事項を加えるということである。

【長畑会長】 総合振興計画審議会は、今は会議の数が少ないが、これが出来上がった後は、回数を合わせて増やしていくということである。項目が増えてもきちんと取り組むことができるということである。任期も我々と同じ令和3年3月31日までということがポイントである。できれば皆さんが、そのまま審議会委員に入っていただくと、継続性が担保させるのではないかと考えている。

【福濱委員】 恐らく、検証する組織の会議回数など設置条例が漠然としていて、実際にどの程度、総合振興計画審議会が増えていくのかイメージができない。評価する項目がこれくらいでいいのかということをお皆さんに明記していかなければ、それでいいのか悪いのか判断がつかないと思う。せっかく未来の子供たちのためという意見がでており、そういった子供たちに対して条例を推進していく中で与えていく影響、効果というものを、今の構成団体の中のどこが担うのだろう。子どもたちのところが抜けているのではと思う。その辺りはご審議いただきたい。

【事務局】 少し補足させていただきたい。総合振興計画は、令和4年度からスタートするというので、令和3年に見直しとなる。元々の総合振興計画の全体像がある中で、具体的な後期の計画を作っていく。その中では当然目標数値をKPIという形であげ、それがどうなっているのかを追跡し、追っていくことになる。今、協働のまちづくりの大綱の一つに、そういう思いがあり、総合振興計画も計画を立て検証することは一緒であり、その中で数値などを盛り込んでいける。前期計画では確かに項目は少ないが、後期計画ではそれを盛り込み、どうなっているのかを追っていくことで機能できると思っている。総合振興計画審議会メンバーを前回と同じ構成でやるのではなく、まちづくりの事が分かっている人に入ってもらったり、公募委員を少し多くし、その中で若い人の意見を取り入れる構成とし、今いただいた皆さんの意見を大切にさせていただく。両方が大切な計画であ

り、きちんと追っていけるようにしたい。参考までに総合振興計画を作った時には、審議会を9回、その前に100人委員会ということで、多くの皆さんに自由に意見をもらうこともしている。そのような規模になると思う。

【長畑会長】かなり踏み込んでいけるということである。

【福濱委員】先ほどの子どもたちの構成団体が抜けているという所はどうか。

【事務局】今お見せしている比較表については、現委員で作成したものである。まちづくりも含めてということにさせていただいた場合は、そういった視点を持った団体を選出させていただきたいと考えている。

【長畑会長】ご意見をいただいたように、かなりの部分が盛り込まれる内容となっていく。推進体制については、この表現でよろしいか。

【委員一同】異議なし

【長畑会長】それでは、この条文で推進体制は終わりたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

【木村委員】確認であるが、第7章第23条について確認されたということか。

【長畑会長】その通りである。

【木村委員】分かった。

【長畑会長】続いて、修正するというところで、いくつか説明があった。「条例（案）に対する委員のご意見と対応状況」という資料について、ご意見があればいただきたい。

【三浦委員】第3章第6条でいろいろこだわっている部分であるが、逐条解説の「市街地から離れた中山間地域への予算配分」という表現に違和感がある。私が言ったのは、一体的な浜田市をこれから作り上げていく上では、地域力の弱い部分又は地域格差、生活格差があるところを念頭において、一体のまちづくりを考えていかなければ一つになれないのでは、ということである。「市街地から離れた中山間地域」というような表現になるとは思っていなかった。書き方についてどうなのかと思う。

【長畑会長】三浦委員の言われた言葉を入れると問題が起きる。「格差」という言葉は使えない。

【事務局】逐条解説の書き方の事で良いか。

【三浦委員】はい。

【事務局】そのニュアンス等を含めて、今言われた内容の表現を再考させていただきたい。法令から格差という言葉を使うのは問題があると伺っているため、はっきり「格差」という言葉ではなくて、「地域にそれぞれの事情があって、差があるところに、一体的なまちづくりを進めるための中山間支援を」という表現に改めたいと思う。

【木村委員】第19条の逐条解説で、「地区まちづくり推進委員会がまちづくりの核となり、…その役割は、地域の状況により変化することも考えられます」という所に違和感があり、それに対する意見としてこの一文は要らないのではないかと

提案させていただいた。市の中で、確かにまだできていないところもある。なぜできていないのか。その難しさについていろいろお話されたので、この現状については理解できる。そういう言葉でしか表現できないかと考えてみた。だが、まちづくり推進委員に対する位置づけが、そのようにバラバラであって良いのか。一体となってまちづくりが進められるのだろうかという疑念を持っている。この部分は、「地域の状況により変化することも考えられます」という非常に曖昧な説明になっている。浜田自治区の中で6割しか組織が出来ていないと聞いているが、認定されたまちづくり推進委員会が自治会や町内会という単独で組織されているというものが、どの程度あるのかお聞きしたい。例えば私たちがまちづくり推進委員会をやっていく中には、NPOや地域で活動している団体ほとんどが、その中で組織している。浜田自治区の場合は、町内会といっても非常に大きく、単独でまちづくり組織として認定されているものがあるが、現状どのくらいあるのか。

もう一つは、その認定された推進委員会、浜田18、三隅6、旭・金城各5、弥栄2のまちづくり組織が出来ているが、まちづくり計画は全て策定されているのか。そういった実情を知っておかなければと思う。

【事務局】 資料を持ってきていない為、確認して後ほど会場の中でお答え出来るよう準備する。

【長畑会長】 木村委員さんのお話は、逐条解説の中にある「地域の状況により変化することも考えられます」という部分は要らないということによろしいか。

【木村委員】 その実情は分かった。なぜそのように書かなければならないか分かった上で質問した。

【事務局】 木村委員さんが元々言われた削除の要望があったところについては、削除していこうと考えているが、改めて表現について検討させていただきたい。

【三浦委員】 第22条で公民館の持つ役割というのが出てくるが、この条例検討委員会が始まった時から、条例の肝になるのが公民館をコミセン化しようというのもであって、その役割がどういうものなのかが、一番重要だと思っていた。先ほど質問した答えのように、「総合振に書かれているので、ここでは敢えてしません」というものであって、審議会で理解をし、ここを読まれるのか疑問である。条例も、地域づくり、まちづくりを作っていこうと思えば、少なくとも人づくりというのは一番の狙いであるので、そういったことが本文を読んで、コミセン報告書に書いてあったこととうまくリンクするのだろうか。何もなければ、全然知らない人は、この条文を読んでコミセン部会の答申にたどり着かないと思う。詳しいことは別のところに、コミセン設置条例に書いてあるという表現が出来ないものか。

【事務局】 条例の中にそれを入れていくことは難しいが、逐条解説の中で三浦委員さんが言われたように、そういった説明が必要ということになれば、加えていくことはできると思う。

【生涯学習課】第22条に関しては、ここがコミセン化に置けるキーだということだ
と思う。まず「これまで」というところがキーである。「これまで社会教育・生涯
学習推進の拠点としていた公民館に」ということで、教育支援の部分を謳ってい
る。「社会教育活動のほか、まちづくり活動を推進する機能を持たせ」といった公
民館機能の継承とまちづくり拠点の強化がこの条項の中で加味されていると思っ
ている。そして解説文でいくと、「これまで公民館として培われてきた教育資源を
引き継ぎ、社会教育的手法」まさに社会教育は手法だと思っている。「手法で人づ
くりを土台としてこそ、まちづくりが可能となる」という人づくりが地域づくり
の基盤となるという解説の下、この条項があると思っている。同じ条項の中に公
民館がやってきたことの継承と合わせてこれから先、まちづくり活動の推進を持
たせるといった表記となっているので、ここを持ってコミセン化条例の根拠とな
り得る条項と理解している。

【長畑会長】三浦委員さんの意見にもう一つ関係しているものが、第13条人材育成
である。「共に学び合い、人材の育成及び活用に努める」実はこれが社会教育と理
解できる。ここの部分は、私が社会教育アドバイザーとして市に対し提言をした
ことが書いてある条文である。まさにこれから生涯学習を浜田市は取り組んでい
くという決意が条文に表れていると理解している。

【生涯学習課】もう一つ言うならば、条例の前文である。4頁「誰もが参画でき、
学ぶことができる活動拠点としての役割を加える」という部分も公民館が学べる
拠点であり、まちづくりの拠点になり得るといふ条項だと生涯学習課として解釈
している。

【三浦委員】特に強調した言い方、テクニックはないかということである。

【事務局】先ほど木村委員さんから質問があった、認定されたまちづくり推進委員
会の構成についてお答えする。正確な構成団体というのは確認できていないが、
浜田自治区の場合で半分弱程度の割合で、構成団体が自治会又は町内会だけであ
る。それから、まちづくり計画が1年以内に策定されているかということである
が、できていないところは、浜田自治区で6団体ある。ただ、この内3団体は設
立1年目ということで、ある程度の計画ができていないのは3団体になる。その
他にも他の自治区になるが、計画の期間が終了して更新が出来ていない団体がい
くつかある。

【木村委員】計画期間は一律5年間か。

【事務局】団体によって異なる。全て5年ということではない。

【長畑会長】その他、ご意見はないか。だいたい今日の補正でよろしいという状況
になってきたが、いかがか。

【齋藤委員】私はこの度、三隅の地域協議会に入った。先日三隅の地域協議会があ
り、木村委員が協働のまちづくり推進条例の説明、私がコミュニティセンター化
の説明を行った。第3回、第4回の会議で皆さんからたくさんの意見が出た中で、

地域の人に伝えるためにも、まちづくり推進条例のパブリックコメントのようなものを各自治区地域協議会でやっていただきたいという要望があった。

【事務局】この後に、今後のスケジュールで確認させていただこうと思っていたが、検討委員会で出来た答申案で1ヵ月間パブリックコメントを行う。その間に各地域協議会を開催していただき、検討委員会で条例案が答申されたこと、コミセン化部会で報告書をまとめられたことの説明に伺う予定にしている。答申（案）を見ていただきご意見をいただいたところで、市の方も最終的に議会に上程する条例を策定する考えである。地域協議会にはそれぞれお願いさせていただく。

【三浦委員】第12条であるが、地域の方に広く意見を求めながら進めていくというルールが書いてある中で、「1つ以上の方法を実施」と出てくる。色々な機会を使いながら多くの皆さんの意見を求めると書いてあるが、ここの書き方はどうなのかと思う。

【事務局】この条文は他市の事例などから引っ張っており、今言われたようにこの表現がもう少しいい言い方が出来ないか研究する。

【長畑会長】他はよろしいか。

それでは、意見がまとまったということで、この条例（案）について承認をお願いすることになるが、今日の検討委員会で修正する文言については、会長と副会長、事務局の方で行う。細かい語句の修正については会長、副会長に一任いただくことでよろしいか。

【委員一同】はい。

【長畑会長】その方向で、語句の修正を行う。それでは、最終的に本日の答申（案）について、この委員会として承認いただくということでよろしいか。

【委員一同】はい。（拍手）

【長畑会長】ありがとうございます。それでは本日の委員会において、この答申（案）資料4について承認いただき、答申（案）とさせていただきます。

この後、今日の修正を踏まえて最終答申（案）を策定し、市長に答申を行う。市長に対する答申は、会長と副会長で行う。

【木村委員】いつ頃行うのか。

【事務局】皆様にスケジュールをお渡ししているが、今日答申を了承いただいたという所から、先ほど、いくらかいただいた意見を会長、副会長と修正させていただく。それからとなるので、早くて25日を目途に市長に答申できないかと事務局では考えている。詳細な日程調整は今後させていただく。

【長畑会長】私、間違えていた。資料4をご覧いただきたい。条例案と一緒に市長に答申する文言の資料となっている。文面について、これでよろしいか。

【委員一同】はい。

【長畑会長】ありがとうございます。それではこれで答申を行う。

本日の審議事項は、以上である。

(4) その他（今後の取組について）

- ・今後の流れ、次回開催日等について承認をいただいた。

（今後の流れ）

6月23～25日	市長へ答申
7月1～31日	パブリックコメント実施 地域協議会からの意見聴取 各種団体からの意見聴取
8月第1週	条例案の内部決定
9月	議会提案

（次回開催）

第10回	令和2年8月18日 18:30～20:30 場所：浜田公民館 内容：内部決定の報告
第11回	令和2年10月 場所：未定 内容：コミュニティセンター化の状況報告

【事務局】 補足であるが、先週木曜日にこれまでの条例検討委員会で出てきた案とコミュニティセンター検討部会の報告書について、議会行財政改革特別委員会で報告をさせていただき、そこで意見交換を行った。多くの議員さんとも意見を聞いていかなければならないので、この会の提案を持って7月中に議会との意見交換会が出来る場が設けられないか、これから議長、副議長にお話させていただき予定としている。まだ決定ではないが、9月議会でいきなり提案するというのではなく、もう少し丁寧に議会にも説明させていただきたいと思っている。

【三浦委員】 この答申（案）ができれば、地域協議会や関係団体に説明する機会を設けるということであった。私も組織から来ている。流れはどこも一緒だと思うが、どうなるかということを逐次フィードバックしながら意見を反映させるというつくりで来ている。私は公民館の対応をしており、浜田市公民館連絡協議会の方に説明をしようとしているが、それを越えてパブリックコメントが始まっていく。それまでに、何とかそういう機会を設け、皆さんにお知らせした後に事が動いていくという形を持ってもらわないと、立場として難しい。他の組織の代表の方は、いかがされるのか。

【生涯学習課】 公民館は7月29日にやるという方向で、事務局と話をしている。そういうことでよろしいか。

【三浦委員】 地域協議会やいろんなどころに出掛けていって説明するということがあった。私が説明する方が良いと思うが、事務局が話しに行かれるのか。そうであれば、私がやろうとしている報告会もそういう形に変わるので、そこを確認したい。

【事務局】 全ての団体に出向いて説明することは、なかなか難しいのではないかと考えている。条例が固まってから説明する形になるかもしれない。この後はいろいろ意見を聞いていくが、少なくともこの検討委員会の皆さんからは、決まった後に周知をすることが大切だと仰っていただいたので、その辺りは丁寧に時間を掛けてやっていきたいと思う。7月の工程の中で、各団体というのは難しいと思うので、機会をとらえて委員の皆さんからご説明いただくとありがたいと思っている。

【木村委員】 答申が行われた時に、中身についてすぐ返していただきたい。

【事務局】 はい。

【生涯学習課】 公民館としては、7月29日に予定通り館長に説明を行う。

【岩崎委員】 私はまちづくりの代表である。金城にまちづくり連絡会というのがあり、まちづくりの会長、副会長を集めての説明は終わったので報告する。地域協議会は、今日欠席の塚本委員が何かやらなければと言っていた。市の方から来ていただければ、それでも良いと思う。

【大橋委員】 とても難しい条例づくりに参加させていただき、とても勉強になった。島根県の審議会に出たことがあり、終わった時には吐きそうになるが、審議会とはそういうものだと思って参加させていただいた。他の審議会は量が多く専門性があり、読んだだけではわからないものだが、浜田市は内容も分かる状況であり、そういう面では助かった。いい条例が出来、これが順調に進んでいくことを祈願している。ありがとうございました。

【長畑会長】 これからパブリックコメントが始まり進んでいくわけで、終わりではない。次回は8月18日（火）18時30分からとなる。9日に亘る会議で立派な条例（案）ができたと思っている。本日は承認いただき、ありがとうございました。